



国自旅第69号
令和2年6月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律及び移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示の施行について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）が令和2年5月20日に公布されたところですが、今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第191号）により、改正法の規定の一部が令和2年6月19日（他の規定は令和3年4月1日）から施行されたこと等について、総合政策局長より別添の通り通知がございましたので傘下会員事業者あてに周知されたい。